

## 秘密の保全に関する特約条項

### (適用契約)

第1条 この特約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約で、秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号）第27条に規定する秘密の文書、図画又は物件の製作等を政府機関以外の者に委託する場合の契約について、適用する。

### (乙の一般義務)

第2条 乙は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この契約条項に定めるところにより、秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員又は下請負者又は第9条第2項による品質システム審査の受託者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

### (送達)

第3条 甲は、秘密に属する文書、図画又は物件を乙に交付するときは、秘密区分の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

### (特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、秘密区分の指定のある秘密に属する文書又は図書（以下「特定資料」という。）を本工事に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

2 本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

### (特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、本工事に関係のない者に供覧してはならない。

2 本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

### (特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し、又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ、甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、その旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密区分、登録番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、本工事に関係のない者を、みだりに作業場、倉庫等の施設に立入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 乙は、本工事に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて、前項の施設に立入らせてはならない。

(工事等の下請負)

第10条 乙は、特定物件の製作等を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添えて甲の許可を受けるものとする。

2 乙は、(財)日本適合性認定協会及び同協会に認定された品質システム審査登録機関(以下「審査登録機関等」という。)に品質システムの審査を委任する場合においては、前項の規定を準用する。

(秘密保全規則)

第11条 乙は、社(工場)内及び下請負先並びに審査登録機関等における秘密の保全を確実にを行うため、この契約条項締結の日から1か月以内(着工の時期が1か月以内に到来するときは着工の日まで)に秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

(保全教育)

第12条 乙は、秘密に従事する者に対し、年間計画を作成し、秘密保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施するときは、その内容及び実施方法について、この契約条項締結の日から1か月以内(着工の時期が1か月以内に到来するときは着工の日まで)に甲の確認を受けるものとする。ただし、その内容

等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に保全教育の実施状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料の返納)

第13条 乙は、甲が交付した特定資料及び第6条により製作したすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返納又は提出しなければならない。

(検査)

第14条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。
- 3 前2項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第15条 乙は、秘密の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。